

【参照条文】

○船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

② 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。

一 （略）

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 四 （略）

③ 前項第二号の港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

○船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第百六十四号）

1 国土交通大臣が船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第三項ただし書の規定により港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域と異なる区域を定めようとするときは、船員労働委員会の議を経なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により港の区域を定めた場合には、これを告示しなければならない。